議事要旨(3) 金融商品専門委員会における検討状況について

冒頭、加藤専門委員長より、現行基準の見直しに係る論点整理について、次回の委員会(5月21日開催)における議決をお願いしたい旨、また、コメント期間を2ヶ月とする見通しである旨の説明があり、引続き板橋専門研究員より、4月30日開催の金融商品専門委員会での審議を受けた論点整理案の修正内容について、測定区分の見直しの論点を中心に説明がなされた。説明の後、委員等からの発言及び事務局からの説明は次のようなものであった。

(コメント募集及びコメント提出者への質問について)

- ・ ある委員から、本論点整理と同時に公表されるコメントの募集において、「測定区分」「保 有目的区分」等の用語の使い方について整理するよう求める発言があった。
- ・ 「コメント提出者への質問」について、全体として一般的な聞き方がなされており、提出者へ負担をかけるのではないかとの意見があった。これに対し事務局からは、国際的な会計基準を巡る議論も進行している中では、市場関係者から理由を含めて幅広く意見を聞きたい旨の説明がなされた。また、コメントはこれらの質問に対するものに限られるものではないが、質問を冒頭に掲げることで、そのような意識を持って本論点整理を読んでもらうよう、参考として示すこととした趣旨が追加された。この点、他の委員から、論点整理の性格上、特定の案に誘導するのでなく、中立的な質問とすることはやむを得ないのではないか、との意見があった。

(測定区分の見直しに関する3つの案について)

- ・ ある委員から、測定区分の見直しについて示されている3つの案について、以下の発言があり、第2案及び第3案はさらに検討が必要との意見があった。
 - ▶ 第2案のように、債券に関して市場性の有無を公正価値で評価するか否かの規準とする 方法は経営者の意図(保有目的)を重視する考え方と相容れないのではないか。
 - ▶株式に関して、戦略的投資に区分されるものも、現在、売却可能分類の一部として公正価値評価されているが、この貸借対照表価額を公正価値から取得原価に戻すことは困難なのではないか。
 - ▶第3案では、株式と債券で取扱いを分ける理屈付けは困難ではないか。
- これに対し事務局からは、市場性の有無に関しては、市場性があれば売却が可能であることを踏まえれば、市場性の有無で経営者の意図が推定できる側面もあり、満期保有投資は分ける考え方も合わせて示すことで経営者の意図を考慮していると回答された。また、第3案の取扱いに関しては、株式は、事業リスクに晒される一方、議決権により経営への関与を有することなど、元利が約定される債券と異なる性質を有するため、異なって取り扱う可能性が考えられる旨の説明がなされた。

1

(財) 財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

- ・ 引き続き事務局からは、IASBでは測定区分の見直しに関する議論を加速させているため、 時間的な制約がある中、本論点整理では幅広く3つの案を提示し、我が国の意見を集約し、 意見発信を図りたい旨の説明がなされた。
- ・ 別の委員から、株式と債券を区別して検討し、株式について戦略的投資の考え方を含める 現文案に賛成である旨の意見があった。なお、第2案における債券の会計処理として、既 に脚注にあるような調達側の負債の会計処理に見合った処理も、本文に債券を区分する可 能性として含めてはどうかとの意見も述べられた。また、別の委員から、債券と債権を区 分せずに、償却原価で会計処理される分類を統合する考え方が示されているが、償却原価 はキャッシュ・フローが確定しているか否かという規準に基づく会計処理であり、市場性 の有無を区分の規準とする考え方と分離して示すべきではないかとの意見があり、事務局 からは文案の修正を検討する旨、回答がなされた。

(国際的な会計基準の動向について)

・ ある委員から、IASBのDPで示された中間的解決策では、売却可能の分類に加え満期保有の削除の可能性や、テインティングルールの廃止、公正価値測定を原則とする、現行の会計基準の置換えについて言及がなされているとの記述があるが、本論点整理においてもこれらの検討の可能性に触れる必要があるのではないかとの意見があった。これに対し事務局からは、当該記述は昨年3月に公表されているIASBのDP段階での事実を列挙したものであるが、一部は測定区分の見直しの仕方如何にもより、また、「今後の方向性」で類似する内容には触れているとの回答がなされた。ただし、IASBのDP公表以降、見直しの可能性も変遷しているため、事実関係の繋がりが分かるよう文案を検討する旨、回答がなされた。

(複合金融商品の組込デリバティブの区分処理について)

・ ある委員から、論点整理案では、現行の区分処理の要件を変更しない書き振りとなっているが、実務上問題とされるケースの検討も踏まえ、キャッシュ・フローの変動性や事後の金利負担等に絡んだ追加の要件が必要かを検討するものとしてはどうか、との示唆があった。

最後に、加藤専門委員長より、論点整理の基本的なスタンスについて現文案の方向で良いか確認が求められ、特段の異議なく了承された。引き続き、次回の委員会までに指摘のあった箇所を修正することとされた。

以上